

議案第146号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第 1 （第 3 条関係）			別表第 1 （第 3 条関係）		
項番号	執行 機関	事 務	項番号	執行 機関	事 務
1	市長	大阪市営住宅条例 （平成 9 年大阪市条 例第 39 号）による市 営住宅及び共同施設 の管理に関する事務 （法別表の 27 の項、 <u>52 の項</u> 及び <u>93 の項</u> に 掲げる事務を除く。） であって市規則で定 めるもの	1	市長	大阪市営住宅条例 （平成 9 年大阪市条 例第 39 号）による市 営住宅及び共同施設 の管理に関する事務 （法別表の 27 の項、 <u>51 の項</u> 及び <u>92 の項</u> に 掲げる事務を除く。） であって市規則で定 めるもの
[略]			[同左]		
別表第 2 （第 3 条関係）			別表第 2 （第 3 条関係）		
[表 別紙 2 挿入]			[表 別紙 1 挿入]		
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年9月以前の月分の特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律

第73号) 附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。) の支給(改正法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) に関する特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。) の利用については、この条例による改正後の大阪市個人番号の利用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。) 別表第2の7の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和6年9月以前の月分の特例給付の支給に関する事務については、改正後の条例別表第2の17の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[別表第2 別紙1]

項番号	執行機関	事 務	特定個人情報
[同左]			
7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給若しくは障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による <u>児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)</u> の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付

			関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
[同左]			
17	市長	児童手当法による <u>児童手当</u> 又は <u>特例給付</u> の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	[同左]
[同左]			
20の3	市長	大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（法別表の27の項、 <u>51の項</u> 及び <u>92の項</u> に掲げる事務を除く。）であって市規則で定めるもの	[同左]
[同左]			

[別表第2 別紙2]

項番号	執行機関	事 務	特定個人情報
[略]			
7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給若しくは障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による <u>児童手当</u> の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報で

			あつて市規則で定めるもの
[略]			
17	市長	児童手当法による <u>児童手当</u> の支給に関する事務であつて市規則で定めるもの	[略]
[略]			
20の3	市長	大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務（法別表の27の項、 <u>52の項</u> 及び <u>93の項</u> に掲げる事務を除く。）であつて市規則で定めるもの	[略]
[略]			

令和6年9月12日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

児童手当法の一部改正に伴い、個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。